



2026年 4月10日  
第195号

# JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田優一  
編集 情宣担当  
ホームページ



<http://www.ireu-yokohama1.jp/>

## 着実に進む戦争への道 ～衆院選後 初の衆院憲法審査会開かれる～

2026年4月9日、衆院憲法審査会が行われ、自民党・日本維新の会・中道改革連合・国民民主党・参政党・チームみらい・共産党の7党が出席し、今国会で初めて実質的な討議がされました。

与党筆頭幹事を務める自民党の議員は「選挙困難事態における国会議員の任期延長については条文案を詰める段階に入っている」と述べ、憲法改正で**緊急事態条項を創設する必要性**を訴えています。

憲法審査会での各党代表の主張抜粋（NHK ニュース記事より）

政党名	主張内容
自民党	審査会を安定的に開催したい。憲法改正の論点が整理されたテーマは、条文を起草するための検討作業に入っていくことを提案したい。
日本維新の会	速やかに条文起草委員会を設置し、改正の成案を得て憲法改正の発議を行い、国民に判断を仰ぐことだ。
中道改革連合	落ち着いた環境のもとで議論を深めていくべきで、テーマや進め方の見通しを共有する必要がある。
国民民主党	テーマを絞り議論をピン留めしながら進めるべき。 議員任期の特例など、緊急事態における国会機能の維持を中心に条文づくりに着手する事が重要。
参政党	参政党は『創憲』、憲法を一から国民の手で作り直すことを掲げている。現行憲法が国民の自由な意思でつくられていないからだが、改正議論には積極的に参加する。
チームみらい	憲法の三大原理を堅持した上で、時代の変化に合わせてあり方を検討することには前向き。 手続きと中身の論点は切り分け、議論を積み上げていくのが重要だ。
共産党	国会が改憲議論を喧伝し機運を高めようとするのは本末転倒。起草委員会をつくって議論を強行するのは国民に改憲を押しつけるものだ。

### 【緊急事態条項】

緊急事態条項とは、国家緊急権とも呼ばれ非常時に平時の憲法秩序（人権保障や権力分立）の一部を停止し、政府に権限を集中させるための効力を持つ条文案です。

平成30年3月に発表された『憲法改正に関する議論の状況について』（たたき台素案）では以下のように書かれています。

緊急事態への対応を強化（条文の新設）

#### 第七十三条の二

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待つとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、**政令を制定することができる。**

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

（※内閣の事務を定める第73条の次に追加）

#### 第六十四条の二

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

（※国会の章の末尾に特例規定として追加）

しかし、1919年にドイツで制定されたワイマール憲法は、民主的な憲法と言われていましたが、緊急事態条項に相当する条文が存在し、これを悪用したヒトラーにより、議会の承認なく法律を制定し、人権の停止が行われ、やがて全権委任法の成立により合法的に独裁を確立しました。そして、他国への侵略と、少数派への迫害がより強化されていきました。

衆議院の現状では、先の衆議院議員選挙の結果により、改憲発議できる勢力が3分の2を超えている…

## 憲法9条改悪阻止に向けて、市民運動が広がっています！



4月19日(日) 14:00～ 国会正門前行動(19日行動)【国会議事堂正門前】

5月 3日(日) 13:00～ 憲法大集会【有明防災公園】

各集会に参加して、憲法改悪させないために声をあげよう！！

悪